

第4期酒田市地域福祉計画（案）、酒田市再犯防止推進計画（案）及び酒田市成年後見制度利用促進計画（案）に関する意見公募の結果について

第4期酒田市地域福祉計画（案）、酒田市再犯防止推進計画（案）及び酒田市成年後見制度利用促進計画（案）に関する意見公募を下記のとおり実施しました。

1. 実施結果

(1) 募集期間

令和4年2月16日（水）～令和4年3月7日（月）

(2) 意見提出者

3名（12件）

2. 寄せられた意見の概要

◆酒田市地域福祉計画について

1	ご意見（要旨）
	4ページの酒田市地域福祉計画イメージ図の酒田市子ども・子育て支援計画は酒田っ子すくすくプラン（酒田市子ども・子育て支援事業計画）に変更できませんか。
	本市の考え方 ご意見のとおり表記しました。なお、同様に「新健康さかた21」についても、「さかた健康づくりビジョン（新健康さかた21計画）」と表記しました。
2	ご意見（要旨）
	10ページの高齢者人口の推移の高齢化率の伸びと、11ページの高齢者一人暮らし・高齢者夫婦世帯数の伸びを比較すると、高齢者一人暮らし・高齢者夫婦世帯数の伸び率が高いと思われませんが、このことは有料老人ホーム施設入所及びサービス付き高齢者向け住宅の入居の増加が要因にありますか。
	本市の考え方 11ページの世帯数の推移は在宅の高齢者世帯の推移を表したものであり、施設入所者の世帯数は含んでおりません。そのため、夫婦のみの核家族世帯の高齢化や、親と子が離れて暮らす傾向等が数値に表れたものと分析しています。 それだけに、地域福祉の重要性が高まっているものと捉えています。

3	<p data-bbox="260 197 467 230">ご意見（要旨）</p> <p data-bbox="260 241 1412 421">1 4 ページの「3 庁内ワーキンググループにより確認された課題」にワーキンググループの記載がありますが、第4期酒田市地域福祉計画で計画された施策について、今後の庁内の連絡調整や地域福祉に推進に関してこのワーキンググループでフォローを行うのでしょうか。</p> <p data-bbox="260 488 453 521">本市の考え方</p> <p data-bbox="260 533 1412 667">計画の進捗状況や成果などのフォローアップについては、計画策定のワーキンググループとは別に、計画推進のワーキンググループで確認していきます。また、個別計画ごとに評価、検証し、計画の着実な推進を図るようにしていきます。</p>
4	<p data-bbox="260 728 467 761">ご意見（要旨）</p> <p data-bbox="260 772 1412 907">2 3 ページの具体的取り組みの各項目の附番を2 4 ページ以降の基本目標実現に向けた取り組みの項目の附番と整合性を取られた方がわかりやすいと思います。</p> <p data-bbox="260 974 453 1008">本市の考え方</p> <p data-bbox="260 1019 1412 1108">2 2、2 3 ページは、見開きでつながった表になっています。2 4 ページ以降は、2 2 ページの基本目標から降順に、項目ごと掲載しています。</p>
5	<p data-bbox="260 1169 467 1202">ご意見（要旨）</p> <p data-bbox="260 1214 1412 1393">利用者の立場に立った福祉サービス制度の推進として、「山形県地域福祉推進計画（第4期）」では利用者の苦情解決を図る福祉サービス運営適正化委員会や福祉サービス第三者評価事業の普及促進を図っていますが、酒田市では社会福祉法人等に周知や受審の勧奨を行っていますか。</p> <p data-bbox="260 1404 1412 1538">また、有料老人ホーム施設は山形県で取り決めしている山形県有料老人ホーム設置運営指導指針及び山形県有料老人ホーム立入検査実施要項があるようですが、有料老人ホーム施設の運営情報は酒田市と共有されていますか。</p> <p data-bbox="260 1606 453 1639">本市の考え方</p> <p data-bbox="260 1650 1412 1785">市では、県が行う福祉サービス運営適正化委員会等の周知や受審の勧奨などはしていませんが、サービス利用者の利益に結びつくものであり、社会福祉法人やサービス事業所への指導の機会を捉えて周知や受審の勧奨をしていきます。</p> <p data-bbox="260 1796 1412 1975">また、有料老人ホームについては、設置、事業の変更、廃止又は休止が行われた場合には県から通知を受けており、運営情報を共有しています。市民の皆様から有料ホームに関する問い合わせなどがあった場合にも、県に電話等で確認をとり、情報の共有を図っています。</p>

6	ご意見（要旨）
	<p>国は令和3年12月28日孤独・孤立対策の重点計画を発出しました。そのなかで「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。基本的に「申請主義」である制度の下で「支援制度を知らない。自分が支援対象に該当するとは思わなかった。」等の理由により支援を受けていない方もいる。さらに、孤独・孤立に至っている当事者の家族等が困難を抱えている場合も存在する。孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者や家族等を支援につなげることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。併せて、NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討する。」と記載されています。このことから、酒田市においてもアウトリーチ型の支援を推進する必要があると思います。</p>
	本市の考え方
	<p>アウトリーチ（訪問支援）型支援の実践により、これまで、何らかの理由で支援を求めることができなかつた要支援者に対しての支援を開始できる場合が増えると思われまゝす。そのためには、まずアウトリーチ対象者の把握が重要になります。本人や家族、親族からの相談に加え、地域の状況に精通し、住民の身近な相談相手である民生委員や自治会との連携と情報交換を行い、孤独・孤立する方への支援を福祉の新しい課題と捉え、アウトリーチを適切な支援の一つの手法として、状況に応じて進めていきます。</p>
7	ご意見（要旨）
	<p>36ページの企業等の社会貢献で、社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」については、2016年に改正された社会福祉法において、法改正の趣旨から全ての社会福祉法人に地域における公益的な取組を実施する責務があるとのことですが、実施状況や地域福祉の向上について、地域住民との関わりを丁寧に取り組んでいただきたい。</p>
	本市の考え方
	<p>「地域における公益的な取組」について、法人では、こうした活動の実施が地域住民の生活向上につながり、地域における法人の信頼性を向上させ、存在価値を高めることにもつながっていくことを了承しており、本計画でも、その取組を促すこととしています。また、社会福祉協議会主催の「社会福祉法人連絡会議」においても、地域のニーズを把握し、出前講座を実施しております。今後、その活動が充実するよう連携して取り組んでいきます。</p>

◆酒田市再犯防止推進計画について

8	ご意見（要旨）
	<p>今後の少子高齢化を鑑みると再犯者も年々高齢化になることが考えられます。再犯防止は住居の確保と就労先の確保のバランスを取ることが大事です。既存の資源を活用し、例えばシルバー人材センターの活用や公官庁の委託等、就労先の確保が最優先されると考えます。社会の一員として就労が自覚に結びつけられ、再犯防止につながればと思います。</p>
	<p>本市の考え方</p> <p>再犯防止のための施策を推進していくうえでは、安定した収入の確保という点で就労支援は重要です。保護司の皆様等と協力し、ハローワークからの情報提供、企業の協力、職業訓練やガイダンスなどにより就労先の確保を推進していきます。高齢者については、一般企業での正規就労は困難な場合もありますが、可能な範囲でのパート就労やシルバー人材センターでの就業等を進めます。</p> <p>なお、安定した生活のためには生活根拠となる住居も重要であり、また、就労するためにも住居確保は必要と考えるため、同時進行の形で進めていきたいと考えています。</p>

◆酒田市成年後見制度利用促進計画について

9	ご意見（要旨）
	<p>令和3年7月実施した「酒田市成年後見制度利用促進計画策定のための意見交換会」について、地域福祉計画（7、計画の策定体制など）を含め記載がありません。「開催日時」「出席者」「交換会で出た主な意見（意見交換を受けて計画にどのように反映したかなどを含む）」などの記載をいただきたく、ご検討お願いします。</p>
	<p>本市の考え方</p> <p>ご意見を踏まえ、酒田市成年後見制度利用促進計画、49ページ「5 現状と課題」に意見交換会を開催した旨を記載します。</p> <p>なお、酒田市再犯防止推進計画についても同様に、43ページ「5 現状と課題」に記載します。</p>
10	ご意見（要旨）
	<p>酒田市成年後見制度利用促進計画の文章表現については、令和3年12月「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」（成年後見制度利用促進専門家会議）の文言に準拠し修正いただきたく、検討をお願いします。</p>

	本市の考え方 ご指摘のとおり、文言を修正します。
11	ご意見（要旨） 49ページ「5 現状と課題」の記載について、 ①18行目「親族申立の制度が十分に利用されていない現状」とありますが、国の令和2年「成年後見関係事件の概況」によれば、国・県では親族が約5割、市長申立てを含む親族以外が3割です。酒田市で特に「親族申立が十分に利用されていない現状」があるのでしょうか、ご確認をお願いします。 ②21行目「親族申立などの制度を活用し、市長申立に費やす事務量を減らす」とありますが、このことは、市として「親族申立を増やし、市長申立を減らしたい」という印象を受けました。親族や親族の協力の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい後見制度を目指すのであれば「(本人保護の必要があれば)市長申立てが増えても構わない」といった印象の持てる表現にさせていただきたく、ご検討をお願いします。 ③今後、計画に沿って、取り扱いの整理、明確化を進めるにあたっては、例えば「親族がいれば、本人保護のため、制度利用が必要でも市長申立てをしない」というような条件を厳しくするようなことが無いようにお願いします。
	本市の考え方 ①②について、ご指摘を踏まえ文言を削除、修正します。 ③市長申し立てにあたっては、本人と親族の状況をしっかりと把握したうえで、費用面を含め申し立ての可否を検討し、適切なサービスを迅速に受けられるように進めていきます。
12	ご意見（要旨） 「後見人等を受任する親族後見人、専門職後見人、法人後見の後見活動を支援」について、具体的な支援策として市が検討していることがあれば、教えてください。実際に後見人等を受任する者として、支援策を提案します。国の令和3年12月「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」（成年後見制度利用促進専門家会議）では、「2（4）各種手続における後見事務の円滑化等」で、「市町村（中略）の窓口において、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう」「市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署（中略）の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る」こととされています。 後見人等になった後、酒田市役所で送付先変更などの届出や手続きを行う際、関係部署を一つずつ回ることとなり、加えて、後見人制度を担当いただいている福祉課以外の部署では、後見人等による届出や手続きというだけで、窓口職員の

	<p>方が部署内の協議や上司確認などに入り、長い時間を費やすことが多くあります。つきましては、後見活動の支援の一つとして、後見人等による通知等の送付先変更の一括届出(花巻市や静岡市など複数の市町村で実施しています)</p> <p>②福祉課以外の関係部署の窓口担当者に対し、成年後見制度の理解の促進のための(公益大の学職経験者などの協力を得て)研修の実施についてご検討をお願いします。</p>
	本市の考え方
	<p>貢献活動への支援として、まずは制度の周知に最優先で取り組み、そのうえで様々な協力を得られるよう理解を促進していきます。また、利用を望む方や親族の方がもれなく制度を利用できるよう、市民後見人の確保を進めていきます。</p> <p>送付先変更の一括届出や職員の制度理解のための研修など、行政の対応部分については計画に基づく施策の運用の中で実施を検討していくこととします。</p>

3. ご意見を踏まえた修正

P43	酒田市再犯防止推進計画 5. 現状と課題
変更前	—
変更後	<u>【追記】市民アンケートや、関係団体による「酒田市再犯防止推進計画策定のための意見交換会」を開催し、酒田市の課題や計画に盛り込むべき事項について確認しました。</u>

P48	酒田市成年後見制度利用促進計画 1. 計画策定の趣旨
変更前	認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより(後略)
変更後	認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがあることにより(後略)

P49	酒田市成年後見制度利用促進計画 5. 現状と課題
変更前	—
変更後	<u>【追記】市民アンケートや、関係団体による「酒田市成年後見制度利用促進計画策定のための意見交換会」を開催し、酒田市の課題や計画に盛り込むべき事項について確認しました。</u>

P49	酒田市成年後見制度利用促進計画 5. 現状と課題
変更前	(前略) 社会福祉協議会や社会福祉会、司法書士会の会員による受任だけでなく(後略)
変更後	(前略) 社会福祉協議会や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の会員による受任だけでなく(後略)

P49	酒田市成年後見制度利用促進計画 5. 現状と課題
変更前	○ <u>申し立てを行う身寄りがいない者のために市が行う市長申立の相談件数は増加傾向にあります</u> が、相談から申し立てまでが長期化しています。虐待ケースでの審判前の保全処分や措置入所などの <u>制度や、親族申立の制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、市長申立についての取り扱いを整理したうえでの迅速で適切なサポートの実施とともに、市民の制度理解を深めることで親族申立などの制度を活用し、市長申立に費やす事務量を減らすことで迅速な支援が実施できます。</u>
変更後	○ <u>身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援としての市長申立の相談件数は増加傾向にあります</u> が、相談から申し立てまでが長期化しています。虐待ケースでの審判前の保全処分や措置入所などの <u>適切な利用や、市長申立についての取り扱いを整理したうえでの迅速で適切なサポートの実施とともに、市民の制度理解を深めることで本人や親族による申立てを活用し、必要とする方が成年後見制度を利用できるよう、迅速な支援が求められています。</u>

P50	酒田市成年後見制度利用促進計画 6. 施策の柱と具体的施策
変更前	○ <u>親族が申し立てを行うことが困難な方のために行う市長申立について、</u> （後略）
変更後	○ <u>身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援としての市長申立について、</u> （後略）